

地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱

〔平成30年12月11日〕
理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための対応等に関する事項を定めることにより、法人における反社会的勢力による被害を防止するとともに、法人の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団と関係を有する暴力団員以外の者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行

うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

(7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

(8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(反社会的勢力に対する基本理念)

第3条 法人は、病院の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

2 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、法人は、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由等にかかわらず、一切の要求に応じないものとする。

(事前確認等)

第4条 法人は、契約を締結する場合、当該契約の相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、他の地方独立行政法人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）別表第1もしくは第2に規定された法人である場合を除き、誓約書取付け等の方法により

相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

- 2 職員は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断する時には、総務課長まで報告する。
- 3 総務課長は、前項の規定により報告を受けた場合は、内部統制推進役員に報告するとともに、関係官公署に個人情報等の照会を行う。
- 4 前項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

(契約の解除)

第5条 法人は、法人を当事者とする契約の締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たっては、内部統制推進役員に報告するとともに、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて病院の信用を棄損し、又は法人の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(不当要求への対応)

第6条 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

- 2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、職員は総務課長まで直ちに報告しなければならない。
- 3 総務課長は、前項の報告を受けた場合、内部統制推進役員まで報告するとともに、必要に応じて警察に通報するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。